

佐倉市認知症施策推進計画の策定スケジュールと内容について

【認知症施策推進計画について】

令和6年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「基本法」）では、都道府県・市町村は、国の「認知症施策推進基本計画」（以下「基本計画」、令和6年12月3日閣議決定）を基本としつつ、各地域の実情に即した自治体ごとの認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない、とされています。

計画策定にあたっては、介護保険事業計画等の行政計画と整合を図りつつ、独立した認知症施策推進計画を策定する場合と、第10期の介護保険事業計画と一体的に策定する場合の2通りが想定されています。いずれの場合においても、地域住民である認知症の人とその家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者が参画したうえで、認知症の人と家族等と共に、各地域において目指すべき「共生社会」のあり方を検討し、各地域での実情に即して施策を検討することが求められます。各地域の認知症の人の声を聴き、各地域での課題を明らかにしたうえで、各都道府県・市町村の認知症施策に反映させることが重要です。

（令和7年3月発行 「都道府県・市町村向け 認知症施策推進計画策定の手引き」株式会社日本総合研究所 より抜粋）

【佐倉市の認知症施策の位置づけ】

現在：第9期佐倉市高齢者福祉・介護計画（令和6年度～令和8年度）の重点施策

案：令和9年～11年の3年間を期間とした第10期計画において、「認知症施策推進計画」を一体の計画として位置づける

策定方法：第10期計画の策定スケジュールと一体的に進行

- ・認知症の当事者、家族にアンケート調査を実施（令和8年2～3月）
これからも佐倉市で暮らし続けるために、現在の認知症施策に関する意見、これからの認知症施策について望むこと等を聴取
- ・アンケート調査の内容をふまえ、施策の基本方針や優先順位などを検討（令和8年4月～12月）
- ・最終調整、意見公募（令和9年1～3月）

【認知症対策検討会の開催時期について】

令和8年度は、計画の進捗についてご検討いただくため、年3回の開催としたい